



REACH規則案の動向 環境省

外務省ホームページに、「EUの新たな化学物質規制 (REACH 規則案) の動向」が掲載されました。

「REACH 規則案」は欧州委員会が既存化学物質の安全性評価が進まないこと等を克服するために、欧州議会と欧州理事会に提出した新化学物質規制で、主な内容は、①既存化学物質のリスク評価の実施主体を政府から産業界へ移行、②化学物質の製造・輸入業者だけでなく、ユーザー産業にもリスク評価の義務を課す、③化学品を使用している製品についても一定の条件で含まれる化学物質のリスク評価を義務づける、というものです。

07年春の施行を目指し、06年5月の欧州理事会での最終合意、06年秋の欧州議会での最終採択に向けた手続きが進められています。

今回のページには、「人の健康・環境の保護というEUの規制目的を日本としても理解しているが、①過剰な義務・負担を事業者に課すべきではない、②運用次第では必要以上に貿易制限的な効果をもつ恐れがある、③国際的に実施・検討されている化学品規制制度の調査の動きとの整合性を確保すべき、④EU加盟国内での規制適用の統一性、透明性、公正性を確保すべき」という規則案への日本の見解が掲載されており、この見解を「REACH規則案」への意見募集時に提出したこと、日・EU規制改革対話などの二国間協議などの場でもEU側に伝達していることが紹介されています。

当社ではWEEE、RoHS規制対策を始めとする製品中の有害物質分析の実績があります。本REACH対策につきましてもお気軽にお問い合わせ下さい。

資料：2006年2月16日付 EIC ネット

2006年2月16日付 外務省 HP

機器分析箇所 有賀久枝

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 医療機器など 116 製品にアスベスト
2. アスベスト関連疾病労災認定基準緩和 厚労省 環境省
3. 石綿関連工場周辺住民調査 環境省

公共施設 694カ所で 吹付けアスベスト飛散の恐れ 厚労省

厚生労働省は13日、所管する病院(大学病院を除く)、社会福祉施設、公共職業能力開発施設などの公共施設での吹付けアスベスト(石綿)の使用実態調査結果を公表しました。石綿粉じんが飛散する恐れのある施設は、計694カ所で、同省は名称を公表しホームページに掲載しました。

調査は96年以前に竣工・あるいは改修工事を完了した施設を対象とし、吹き付け石綿などの有無を調べました。病院7809施設のうち、吹き付け石綿などの使用が確認されたのは2275施設。石綿の粉じんが飛散する恐れがあったのは、396施設で、患者が利用する場所が含まれていたのは52施設でした。

特別養護老人ホームなどの社会福祉施設は9万229施設で、使用が確認されたのは4597施設。飛散の恐れがあるのは262施設で、利用者が日常的に使用する場所が含まれていたのは56施設でした。また、公共職業能力開発施設3160施設では、279施設で使用が確認され飛散の恐れがあるのは、36施設でした。日常的に使う場所に吹き付け石綿がある施設はいずれも、封じ込めなどの措置が終了しているか、実施が決まっています。

当社では、吹付け材、建材、粉じん及び作業環境におけるアスベスト分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料：2006年2月14日付 毎日新聞

2006年2月13日付 EIC ネット

総務箇所 横山美代子

4. 埼玉県内大気中の石綿濃度測定結果 埼玉県
5. 17年度上半期の硫酸ピッチ不適正処分調査結果 環境省
6. 水質環境基準抜本見直しへ 環境省
7. 16年度 PRTR データ公表
8. 建材のアスベスト含有率測定 JIS 案 経済産業省
9. GHS 分類 98物質の結果 環境省など
10. グリーン調達調査新ガイドライン運用開始



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。